

さいたま市教育委員会 小、中学校等における医療的ケアについて



さいたま市教育委員会事務局
学校教育部 特別支援教育室



1

本日の内容

- ①市立小・中学校等における医療的ケアについて
- ②看護師派遣について
- ③医療的ケア児の把握について
- ④これまでの実績・対応例
- ⑤まとめ



2

①市立小・中学校等における医療的ケアについて

さいたま市立学校の設置状況

学校数と在籍児童生徒数(R7.5.1現在)

小・中・中等教育学校
(前期課程)の児童
生徒が対象

| | |
|----------|---------------|
| 【小学校】 | 104校(68,557人) |
| 【中学校】 | 58校(31,401人) |
| 【中等教育学校】 | 1校(934人) |
| 【高等学校】 | 3校(2,892人) |
| 【特別支援学校】 | 2校(111人) |

3

①市立小・中学校等における医療的ケアについて

○対象となる児童生徒

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、自ら
実施することが困難な者

※校外行事(泊を伴う校外学習を含む)においても、看護師
による医療的ケアの対応を行っている。
(家庭でのみ医療的ケアを必要としている児童生徒
が、宿泊を伴う校外学習に参加する場合も対象)

4

①市立小・中学校等における医療的ケアについて

○実施内容

- ・経管栄養（経鼻・胃ろう）
- ・吸引（口腔内・鼻腔内・
　　気管カニューレ内・経鼻咽頭エアウェイ内）
- ・導尿
- ・衛生管理（気管切開部・胃ろう部）

5

②看護師派遣について

○派遣される看護師

- ・看護師は、教育委員会が委託する訪問看護ステーション等
　　から派遣する。
- ・対象児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣し、医療的
　　ケアの対応をする。
- ・報酬は、医療的ケアの実施と、それに係る打合せ時間が対
　　象となる。

6

②看護師派遣について

○看護師派遣の対応

1回(30分)を単位として、児童生徒の状況に応じて、看護師を、必要となる回数の派遣を行っている。

※対応例

・導尿の場合

→尿を溜められる量に個人差があるため、午前・午後に1回ずつ等対応が必要な場合には、回数を増やして看護師を派遣している。

・吸引の場合

→気管カニューレ抜去時等の呼吸困難のリスクがある場合、すぐに看護師が対応できるように、常時で看護師を派遣している。

7

②看護師派遣について

○看護師派遣の対応

※対応例

・経管栄養の場合

→準備・片付の時間を含め、30分以内で対応することが難しいが、家庭で行っている通りに実施すると、5時間目の授業に重なる。

→保護者・本人と相談の上、5時間目が始まる前に教室に戻ることができるようにするため、1時間以内で対応できる注入量に調整し、1日2回分(1時間)の看護師派遣を行っている。

8

②看護師派遣について

○看護師との連携について

- ・個別マニュアルの作成や実施場所の選定及び必要な用具の確認等、学校とともに確認をする。
- ・校外行事等、必要に応じて打ち合わせを行い、医療的ケアの実施場所や時間について協議をする。
- ・将来的な自立を考えたときに、児童生徒の実態を踏まえ、医療的ケアの本人実施に向けた取組について助言をもらう。

9

②看護師派遣について

○看護師派遣までの流れ

- | | |
|------------------|--|
| 前 年 度 中 | <p>①看護師派遣が必要な医療的ケア児の情報を把握</p> <p>②対応可能な訪問看護ステーションの調査</p> <p>※さいたま市の業務委託契約に則った手続きにより、委託契約を行う。</p> <p>③医療的ケアの実施に向けた手続きを進める（学校、保護者、教育委員会）</p> |
| 新 年 度 | <p>④4月当初に学校、保護者（本人）、訪問看護ステーション、教育委員会の4者による打ち合わせを実施</p> <p>⑤保護者と看護師による手技等の引継ぎを行った後、看護師のみによる対応を開始</p> |

10

③医療的ケア児の把握について

○未就学児の場合

- ・障害のあるなしに関わらず、年長時に保護者が特別支援教育相談センターに就学相談の申込みをする。
(例年、前年度3月より相談予約の受付開始)

※医ケア児早期把握のための取組

- ・私立幼稚園理事会や保育園長会に対して、就学相談の案内をしている。
- ・特に関係している医療機関に対して、医療的ケア児の保護者に就学相談の案内をして、申し込んでもらうようにお願いしている。

11

③医療的ケア児の把握について

○学齢児の場合

- ・保護者が学校に相談をし、相談を受けた学校は教育委員会に連絡をする。

※年度当初の特別支援教育に係る調査において、医療的ケアに関する項目を設定し、本人で実施している場合も含め、人数や状況等について把握している。

※年度途中の対応について

- ・年度途中から医療的ケアの対応が必要になった場合には、対応可能な訪問看護ステーションの検討から契約まで、一定期間が必要なことから、保護者の方への協力をお願いする場合がある。

12

③医療的ケア児の把握について

○学校との連携について

・医療的ケアを必要とする子どもが就学予定の学校に対して、以下の時期に情報提供を行う。

①就学時健康診断の前に、対象児の情報について、

特別支援教育相談センター担当者より連絡をする。

②3学期初め頃に、医療的ケアの実施に向けた手続きに

について、医療的ケア担当者より連絡をする。

13

④これまでの実績・対応例

これまでの実績(実施人数)

R7.12.1現在
単位:人

| 年度 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|
| R 1 | 3 | 0 | 3 |
| R 2 | 4 | 0 | 4 |
| R 3 | 3 | 0 | 3 |
| R 4 | 8 | 0 | 8 |
| R 5 | 9 | 0 | 9 |
| R 6 | 1 4 | 0 | 1 4 |
| R 7 | 1 6 | 1 | 1 7 |

14

④これまでの実績・対応例

これまでの実績(実施内容)

R7.12.1現在
単位:人

| 年度 | 吸引 衛生管理 | 導尿 | 経管栄養 | 合計 |
|-----|------------|----|------|----|
| R 1 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| R 2 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| R 3 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| R 4 | 2 | 6 | 0 | 8 |
| R 5 | 3 | 6 | 0 | 9 |
| R 6 | 5 | 9 | 0 | 14 |
| R 7 | 8 | 8 | 1 | 17 |

15

④これまでの実績・対応例

対応例①: 小学校 通常の学級 医療的ケアの内容(導尿)

- 看護師による対応は、昼休みに行う。
- 医療的ケアに必要な物品は、個人で保管する。
- 保護者、看護師との日程調整や報告書のやりとりは管理職が中心となって行う。
- 自己導尿が定着してきたため、学校、保護者、看護師による打合せを行い、看護師の見守りによる対応を計画的に進めている。
※児童の実態や学校の実情に応じて、対応は変わります。

16

④これまでの実績・対応例

対応例②：小学校 特別支援学級 医療的ケアの内容（吸引・衛生管理）

- 看護師による対応は、業間休みや昼休み等に行う。
- 医療的ケアに必要な物品は、保健室に保管する。（鍵がかかる所）
- 保護者、看護師との日程調整や報告書のやりとりは管理職を中心となって行う。
- 入学時に、児童の状態について、担任又は保護者から他の児童に対して伝える時間を設ける。

※児童の実態や学校の実情に応じて、対応は変わります。

17

⑤まとめ

- 学校は、「医療的ケア」や「看護師を派遣する」といった、学校教育になじみのない言葉や対応に対して、大きな不安感を抱いていることが多いので、丁寧で分かりやすい説明が必要である。
- 安全な医療的ケアの実施には、学校・看護師・保護者の3者による連携と情報共有が大変重要であり、必要に応じて打ち合わせ等を実施する機会を設けられると良い。
- 医療的ケア児の発達段階によっては、将来的な自立を見据えながら、長期的な視点で対応をしていく。

18

さいたま市教育委員会～小、中学校等における医療的ケアについて～

御清聴ありがとうございました

